

# 公共施設の使用料見直し

～持続可能な公共施設へ～



- ①公共施設の現状
- ②使用料設定に係る基本方針
- ③今後の使用料算定方法
- ④使用料の改定率
- ⑤減免
- ⑥スケジュール

# ①公共施設の現状

# そもそも公共施設とは

## 建築系公共施設（建物）

小中学校10校、市営住宅5団地、大和保育所、学童保育所、ふくとぴあ、中央公民館、体育センター2か所、武道館2か所、図書館、カメラアステージ、あんずの里、魚センター、各郷づくり拠点 など

## 土木系公共施設（インフラ）

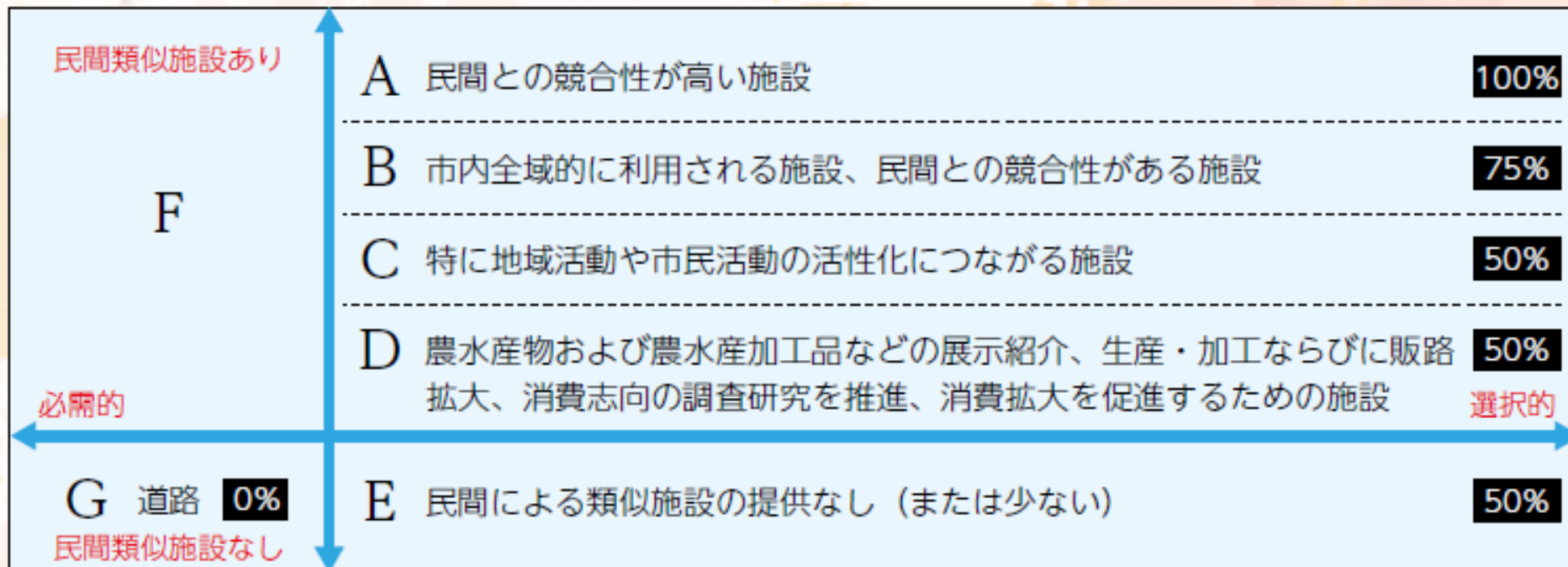
道路、橋りょう、上下水道、公園 など

図1 公共施設の使用料見直し対象施設および性質別負担割合

施設	区分	使用料の負担割合
自転車等駐車場、自動車駐車場、公園（テニスコートや野球場などの有料施設）、福間漁港（小型船舶係留等施設に限る）、津屋崎ヨットハーバー	A	100%
複合文化センター、ふっくる	B	75%
中央公民館、宮司コミュニティセンター、郷づくり交流センター、なごみ、ふくとびあ、福間会館、あんずの里市、藍の家、津屋崎千軒古民家	C	50%
あんずの里（貸館施設）、ふれあい広場ふくま、お魚センター・加工場、あんずの里食堂	D	50%
福間体育センター、津屋崎体育センター、勝浦浜海洋スポーツセンター、福間武道館、津屋崎武道館、学校（運動場などの施設開放）	E	50%

※施設によっては、複合的機能を有することで1つの区分に分類できない場合があります

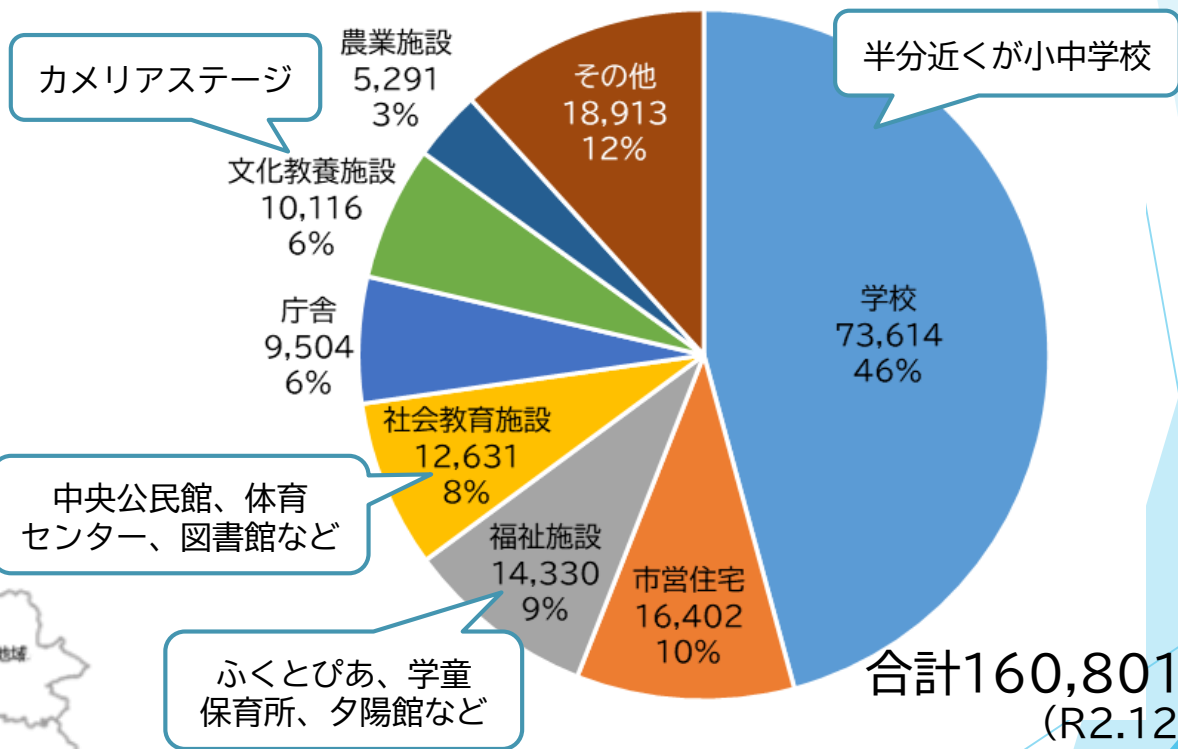
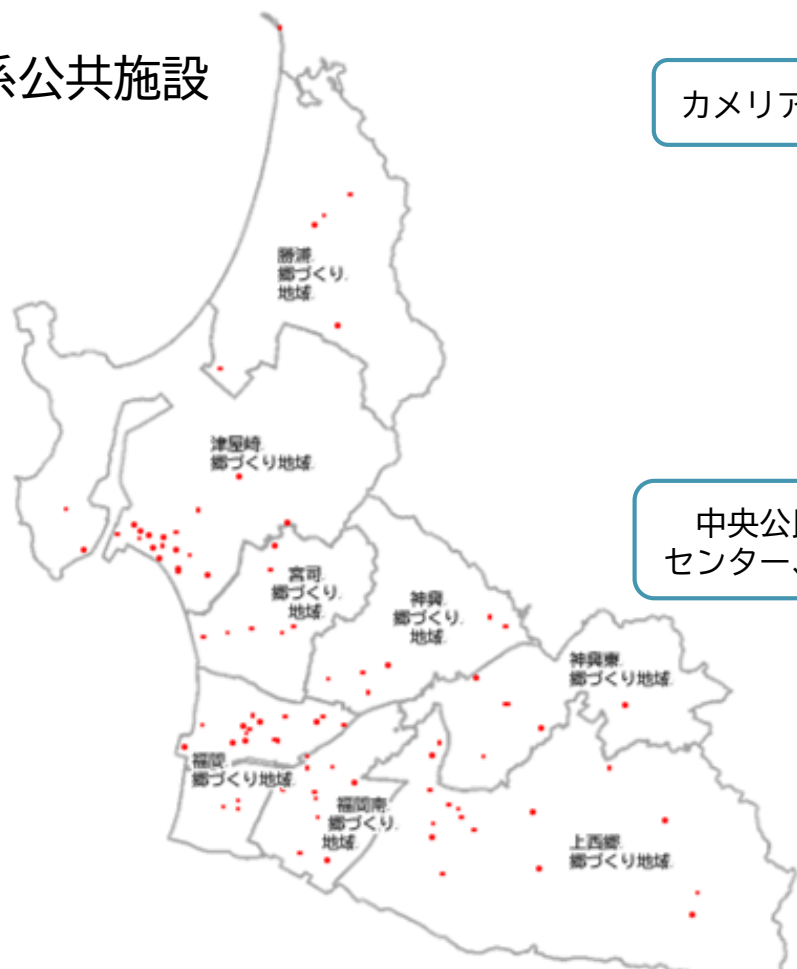
図2 施設の性質別分類



# 福津市の公共施設

## 公共施設の類型別面積(m<sup>2</sup>)

### 建築系公共施設



合計160,801m<sup>2</sup>  
(R2.12)

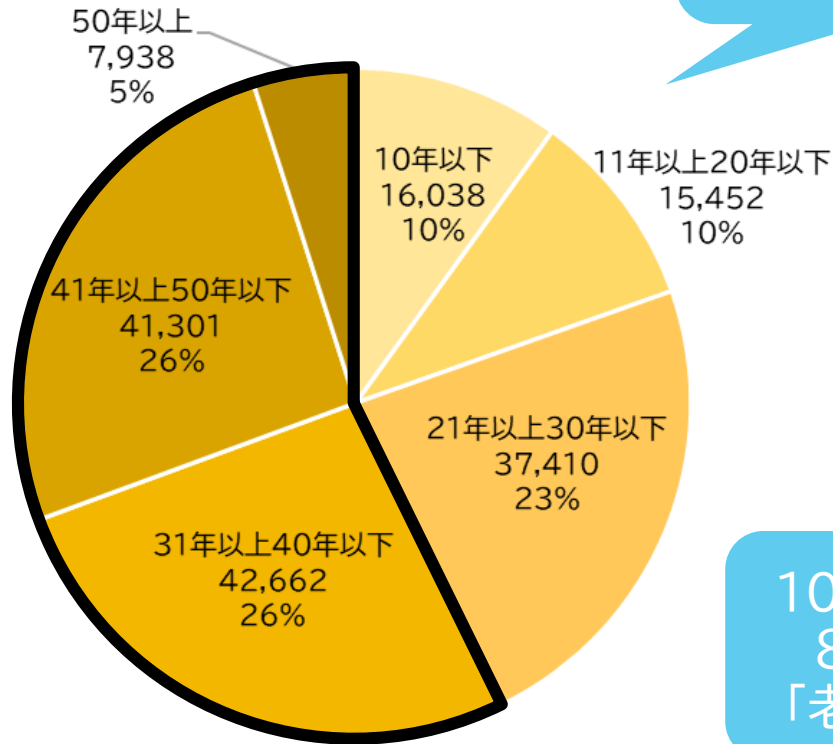
(総合管理計画策定時点(H28)で157,615m<sup>2</sup>)





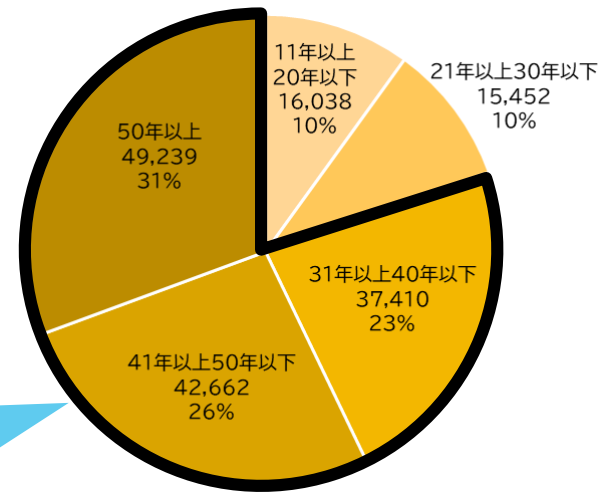
# 公共施設の老朽化

築年数別の割合 (㎡)



半分以上が  
築30年以上

(主な建物)  
中央公民館  
小中学校



10年後は  
8割が  
「老朽化」

## ②使用料設定に係る基本方針

## ① 受益者負担の原則

(施設を利用する人としない人の公平性)

## ② 使用料算定ルール の 確立

## ③ 減免規定の見直し

### ③今後の使用料算定方法

公共施設の使用料

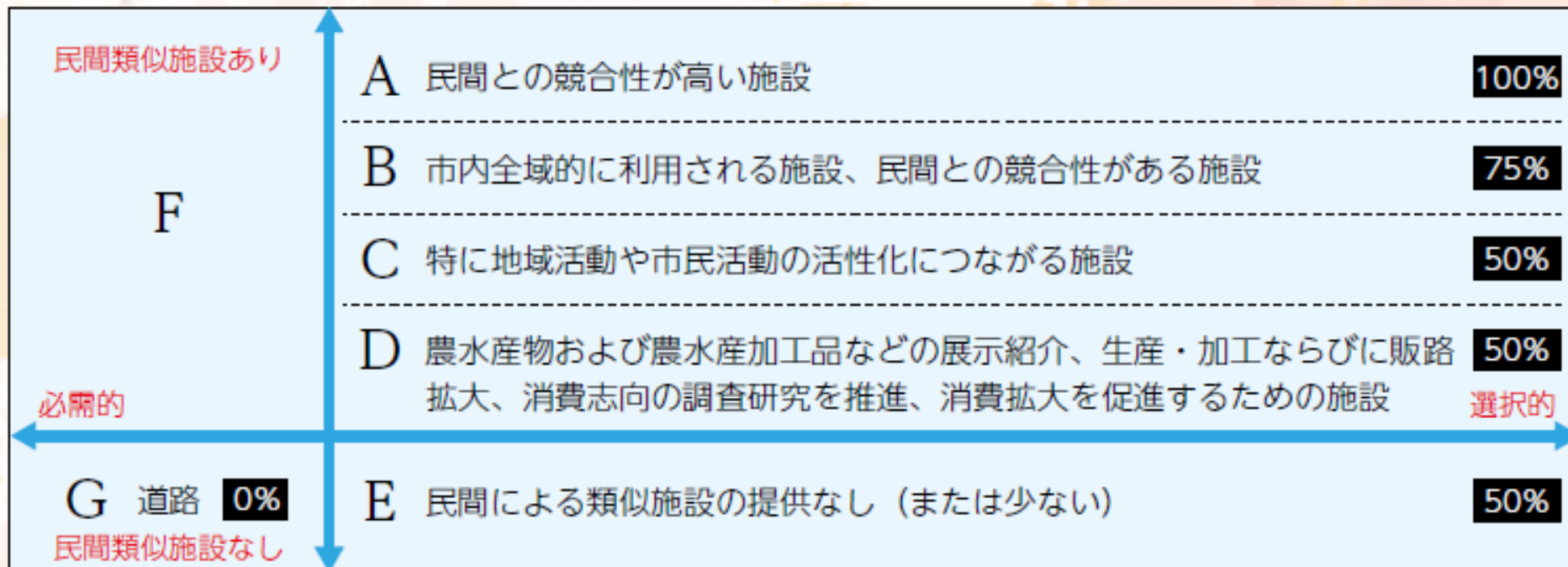
= 原価 × 施設の性質別負担率

図1 公共施設の使用料見直し対象施設および性質別負担割合

施設	区分	使用料の負担割合
自転車等駐車場、自動車駐車場、公園（テニスコートや野球場などの有料施設）、福間漁港（小型船舶係留等施設に限る）、津屋崎ヨットハーバー	A	100%
複合文化センター、ふっくる	B	75%
中央公民館、宮司コミュニティセンター、郷づくり交流センター、なごみ、ふくとびあ、福間会館、あんずの里市、藍の家、津屋崎千軒古民家	C	50%
あんずの里（貸館施設）、ふれあい広場ふくま、お魚センター・加工場、あんずの里食堂	D	50%
福間体育センター、津屋崎体育センター、勝浦浜海洋スポーツセンター、福間武道館、津屋崎武道館、学校（運動場などの施設開放）	E	50%

※施設によっては、複合的機能を有することで1つの区分に分類できない場合があります

図2 施設の性質別分類



原価

=

人件費

+

施設の維持管理経費

+

減価償却費相当額

## ④使用料の改定率



# 使用料 改定率見込み①

施設	現 行	改定率
中央公民館 リハーサル室	490円	約170%
中央公民館 和室（大）	330円	約170%
カメラア 大研修室	660円	約200%
カメラア リハーサル室	510円	約200%
ふくとぴあ ゆとりの間（和室2）	330円	約120%
ふくとぴあ わくわくルーム	440円	約140%

# 使用料 改定率見込み②

施設	現 行	改定率
福間武道館 武道場	220円	約200%
津屋崎武道館 武道場	220円	約200%
福間体育センター アリーナ	440円	約200%
福間体育センター 多目的室	110円	約140%
津屋崎体育センター アリーナ	440円	約200%

表 4 - 7 激変緩和措置（改定幅（差額反映率））〔団体利用施設〕

設定使用料				現行使用料		1円～	251円～	501円～	1,001円～	3,001円～	10,001円～
				250円	500円	1,000円	3,000円	10,000円			
				<い>	<ろ>	<は>	<に>	<ほ>	<へ>		
<a>	1円～	250円	<a1>	1年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%	
			<a2>	2年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%	
			<a3>	3年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%	
			<a4>	4年目	100%	0%	0%	0%	0%	0%	
<b>	251円～	500円	<b1>	1年目	80%	80%	0%	0%	0%	0%	
			<b2>	2年目	90%	90%	0%	0%	0%	0%	
			<b3>	3年目	100%	100%	0%	0%	0%	0%	
			<b4>	4年目	100%	100%	0%	0%	0%	0%	
<c>	501円～	1,000円	<c1>	1年目	0%	50%	50%	0%	0%	0%	
			<c2>	2年目	0%	60%	60%	0%	0%	0%	
			<c3>	3年目	0%	80%	80%	0%	0%	0%	
			<c4>	4年目	0%	100%	100%	0%	0%	0%	
<d>	1,001円～	3,000円	<d1>	1年目	0%	0%	40%	40%	0%	0%	
			<d2>	2年目	0%	0%	60%	60%	0%	0%	
			<d3>	3年目	0%	0%	80%	80%	0%	0%	
			<d4>	4年目	0%	0%	100%	100%	0%	0%	
<e>	3,001円～	10,000円	<e1>	1年目	0%	0%	0%	30%	30%	0%	
			<e2>	2年目	0%	0%	0%	50%	50%	0%	
			<e3>	3年目	0%	0%	0%	70%	70%	0%	
			<e4>	4年目	0%	0%	0%	100%	100%	0%	
<f>	10,001円～		<f1>	1年目	0%	0%	0%	0%	20%	20%	
			<f2>	2年目	0%	0%	0%	0%	50%	50%	
			<f3>	3年目	0%	0%	0%	0%	70%	70%	
			<f4>	4年目	0%	0%	0%	0%	100%	100%	

# ⑤減免

# 新たな減免区分

区分	減免の内容	備考
市内の保育所、幼稚園が利用する場合	半額免除	幼児・児童を対象に教育・保育活動を行うためであって、関係部署の長が認めた場合に限る。
利用者の過半数を市内の障がい者が占める団体が利用する場合	半額免除	障がい者の社会参加を促進するものであって、関係部署の長が認めた場合に限る。
市内の障がい者が個人で利用する場合及び当該障がい者の介助者が利用する場合	半額免除 全額免除（介助者）	個人で利用する場合とは、例えば「大人100円」というように、個人単位での料金設定をしている施設を利用する場合とする。
特定の利用を目的として建設された施設を、市内の関係団体が特定の目的で利用する場合	半額免除	関係部署の長が認めた場合に限る。
特定団体の利用を目的として建設された施設を、当該特定団体が利用する場合 例) 郷づくり交流センター 福間会館	全額免除	特定団体が公共の目的で利用する場合に限る。
その他市長が限定的に認める特別の事情や理由がある場合	全額免除又は半額免除	適用する場合は、理由を明確にし、安易に適用しない。

## ⑥スケジュール

R4.8 基本方針改定

R4.11 市民説明会

R4.12 使用料最終算定

R5.3 市議会 条例改正（予定）

R6.4.1 使用料改定（予定）

# 最後に

次の世代に向けて公共施設を維持していくため、  
使用料の見直しを考えております。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

